

(別表 3)

公害防止用設備の特別償却制度の対象

| 種類 | 区 分 | 細 目 |
|-----|--|---|
| 構築物 | <p>汚水処理用設備（減価償却資産の耐用年数等に関する省令（昭和四十年大蔵省令第十五号。以下「耐用年数省令」という。）第二条第一号に規定する汚水処理の用に使用するもの（排水基準を定める総理府令（昭和四十六年総理府令第三十五号）附則別表に掲げる業種以外の業種に属する事業の用に供するものについては、同令別表第二に掲げる生物化学的酸素要求量、化学的酸素要求量若しくは浮遊物質に係る物質の処理のために主として使用するものに限る。以下同じ。）及びこれと同時に設置する雨水利用設備</p> | <p>槽（これと同時に設置する雨水貯りゅう槽で一体として使用するものを含む。）、塔、水路及び貯水池</p> |
| | <p>ばい煙処理用設備（大気汚染防止法（昭和四十三年法律第九十七号）第二条第一項に規定するばい煙の耐用年数省令第二条第二号に規定する方法による処理の用に主として使用するものに限る。）</p> | <p>煙突（高さが七十メートル以上のものに限る。）</p> |

| 種類 | 区 分 | 細 目 |
|--------|--|---|
| 機械及び装置 | <p>汚水処理用等設備（耐用年数省令第二条第一号に規定する汚水処理の用に使用するもの又はダイオキシン類対策特別措置法（平成十一年法律第百五号）第二条第二項に規定する特定施設（以下「特定施設」という。）において同条第一項に規定するダイオキシン類（以下「ダイオキシン類」という。）の処理の用に主として使用するものに限る。）</p> | <p>汚水処理装置（この装置又は汚水処理用構築物に附属する搬送装置、貯りゅう装置、計測装置、自動調整装置、燃焼装置、乾燥装置、脱水装置、電動機、ポンプ又は配管を含む。）</p> <p>紫外線及びオゾン併用分解装置（ダイオキシン類を処理するものに限るものとし、この装置に附属する貯りゅう装置、計測装置、自動調整装置、中和装置、排オゾン分解装置、電動機、ポンプ又は配管を含む。）</p> <p>逆浸透膜分離装置（ダイオキシン類を処理するものに限るものとし、この装置に附属する搬送装置、貯りゅう装置、計測装置、自動調整措置、中和装置、乾燥装置、電動機、ポンプ又は配管を含む。）</p> |
| | <p>ばい煙処理用等設備（大気汚染防止法第二条第一項に規定するばい煙の耐用年数省令第二条第二号に規定する方法による処理の用に主として使用するもの又は特定施設においてダイオキシン類の発生防止若しくは処理の用に主として使用するものに限る。）</p> | <p>ばい煙処理用等装置（次の各号の一に該当するものに限る。）</p> <p>一 ばい煙処理装置（この装置に附属する排気管、放出筒、ガス冷却器、誘引通風機、空気圧縮機、ダスト取出機、ダスト搬送機、ダスト貯りゅう器、ミスト除去機、計測装置、自動調整装置、変圧器、整流器、廃ガス導管（装置本体から煙突入口までの部分に限る。）、電動機、ポンプ又は配管を含む。）</p> <p>二 燃焼分解装置（ダイオキシン類を燃焼室の出口における 温度が八百度以上の状態で処理するものに限るものとし、この装置に附属する排気管、放出筒、誘引通風機、空気圧縮機、ダスト取出機、ダスト搬送機、ダスト貯りゅう器、計測装置、自動調整装置、予熱機、調整弁、電動機又は配管を含む。）</p> <p>三 触媒分解装置（ダイオキシン類を処理するものに限るものとし、この装置に附属する排気管誘引通風機、加熱器、保温機、ダスト除去機、自動調整装置、廃ガス導管（装置本体から煙突入口までの部分に限る。）、電動機又は配管を含む。）</p> <p>四 廃ガス冷却装置（ダイオキシン類の合成を装</p> |

| | |
|--|--|
| | <p>置の出口における温度を二百度以下に冷却することにより防止するものに限るものとし、この装置に附属する排気管、誘引通風機、空気圧縮機、ダスト取出機、ダスト搬送機、ダスト貯りゅう機、ミスト除去機、計測装置、自動調整装置、調整弁、貯水タンク、電動機、ポンプ又は配管を含む。)</p> |
| <p>窒素酸化物抑制設備</p> | <p>窒素酸化物抑制装置（次の各号の一に該当するものに限る。）</p> <p>一 燃烧用空気の供給を二段に分けてその供給を制限した状態で燃烧させることにより窒素酸化物の発生を低減する方式のもので、専らその用に供する空気用ダクト及びダンパー</p> <p>二 燃烧用空気に燃烧排ガスの一部を混入して燃烧温度を低下させることにより窒素酸化物の発生を低減する方法のもので、専らその用に供する排ガス用ダクト、排ガス混合機、排ガス再循環通風機及びダンパー</p> <p>三 油に水を混ぜて乳化させたものを燃料として燃烧温度を低下させることにより窒素酸化物の発生を低減する方式のもので、専らその用に供する貯留装置、ろ過装置、計測装置、自動調整装置、混合機、ポンプ及び配管</p> <p>四 燃烧室に水又は水蒸気を噴射して燃烧温度を低下させることにより窒素酸化物の発生を低減する方式のもので、専らその用に供する貯留装置、ろ過装置、純水処理装置、計測装置、噴射装置、自動調整装置、ポンプ及び配管（これらと同時に設置する専用の廃熱利用ボイラーを含む。）</p> <p>五 前各号に掲げる方式を併用するもので専らその用に供する当該各号に掲げる装置</p> |
| <p>指定物質回収設備（大気汚染防止法附則第九項に規定する指定物質（以下この表において「指定物質」という。）の回収に使用するものに限る。）</p> | <p>活性炭吸着式回収装置（指定物質を活性炭により吸着して回収するものに限るものとし、これと同時に設置する専用の冷却器、凝縮器、曝気装置、ボイラー、加熱器、貯留器、送風機、計測装置、自動調整装置、変圧器、整流器、電動機、ポンプ、排気管、排ガス導管（装置本体から煙突入口までの部分に限る。）、放出筒又は配管を含む。）</p> |

産業廃棄物処理用設備（廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和四十五年法律第百三十七号）第二条第四項に規定する産業廃棄物の処理に使用するものに限る。）

高温焼却装置（廃棄物の処理及び清掃に関する法律第二条第四項に規定する産業廃棄物（廃油及び廃プラスチック類を除く。）を燃焼室の出口における温度が八百度以上の状態で焼却することができる固定式のものでその焼却能力が毎時二百キログラムを超えるものに限るものとし、この装置に附属する搬送装置、破砕装置、貯留装置、助燃装置、排気管、放出筒、送風機、計測装置、自動調整装置、電動機、ポンプ又は配管を含む。）

ばい煙処理装置（この装置に附属する排気管、放出筒、ガス冷却器、誘引通風機、空気圧縮機、ダスト取出機、ダスト搬送機、ダスト貯りゅう器、ミスト除去器、計測装置、自動調整装置、変圧器、整流器、廃ガス導管（装置本体から煙突入口までの部分に限る。）、電動機、ポンプ又は配管を含む。）

PCB汚染物等処理用設備（廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令（昭和四十六年政令第三百号）第一条第一号に規定する部品、同令第二条の四第五号に規定する廃PCB等、PCB汚染物又はPCB処理物（以下この表において「PCB汚染物等」という。）の処理に使用するものに限る。）

PCB汚染物等処理用装置（次の各号の一該当するものに限る。）

一 **超高温焼却装置**（PCB汚染物等を燃焼室の出口における温度が千百度以上の状態で焼却することができる固定式のものでその焼却能力が毎時二百キログラムを超えるものとし、この装置に附属する搬送装置、破砕装置、貯留装置、助燃装置、排気管、放出筒、送風機、計測装置、分析装置、自動調整装置、電動機、ポンプ又は配管を含む。）

二 **分解装置**（PCB汚染物等を廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令第六条の五第一項第二号二に規定する環境大臣が定める方法により分解するものに限るものとし、この装置に附属する搬送装置、油抜装置、解体装置、固液分離装置、気液分離装置、回収処理装置、反応生成物処理装置、冷却装置、排ガス処理装置、排水処理装置、計測装置、分析装置、自動調整装置、送風機、電動機、ポンプ又は配管を含む。）

三 **洗浄装置**（この装置に附属する搬送装置、油抜装置、解体装置、洗浄液調整貯留装置、洗浄液再生装置、貯留装置、排ガス処理装置、排水処置装置、計測装置、分析装置、自動調整装置、送風機、電動機、ポンプ又は配管を含む。）

| | |
|---|---|
| | <p>四 分離装置（この装置に附属する搬送装置、油抜装置、解体装置、スクラバー装置、冷却凝縮装置、真空ポンプ、貯留装置、排ガス処理装置、計測装置、分析装置、自動調整装置、送風機、電動機、ポンプ又は配管を含む。）</p> |
| <p>揮発性有機化合物排出抑制設備 （大気汚染防止法第二条第五項に規定する揮発性有機化合物排出施設（指定物質を排出するものを除く。）において同条第四項に規定する揮発性有機化合物（以下この表において「揮発性有機化合物」という。）の処理の用に使用するものに限る。）</p> | <p>揮発性有機化合物排出抑制設備（次の各号の一該当するものに限る。）</p> <p>一 直接燃焼装置（揮発性有機化合物を燃焼室の出口における温度が六百五十度以上の状態でバーナーにより燃焼するものに限るものとし、この装置に附属する密閉装置（揮発性有機化合物の発生源を密閉し、その内部の揮発性有機化合物を吸気して当該排出抑制装置に誘引するものに限る。以下この表において「密閉装置」という。）、ミスト除去機、熱交換器、冷却器、計測装置、自動調整装置、送風機、電動機、ポンプ、中和装置、攪拌機、排気管、廃ガス導管（装置本体から煙突入口までの部分に限る。）、放出筒又は配管を含む。）</p> <p>二 触媒燃焼装置（揮発性有機化合物を温度が二百度以上の触媒（白金、マンガン又はパラジウムに限る。）と反応させるものに限るものとし、この装置に附属する密閉装置、ミスト除去機、熱交換器、冷却器、計測装置、自動調整装置、送風機、電動機、ポンプ、中和装置、攪拌機、排気管、廃ガス導管（装置本体から煙突入口までの部分に限る。）、放出筒又は配管を含む。）</p> <p>三 蓄熱燃焼装置（揮発性有機化合物を温度が八百度以上の蓄熱体に接触させるものに限るものとし、この装置に附属する密閉装置、ミスト除去機、熱交換器、冷却器、計測装置、自動調整装置、送風機、電動機、ポンプ、中和装置、攪拌機、排気管、廃ガス導管（装置本体から煙突入口までの部分に限る。）、放出筒又は配管を含む。）</p> <p>四 吸着処理装置（揮発性有機化合物を活性炭又はゼオライトにより吸着して回収するものに限るものとし、この装置に附属する密閉装置、ミスト除去機、加熱器、冷却器、ボイラー、圧縮機、凝縮器、計測装置、自動調整装置、中和装</p> |

置、攪拌機、分離器、貯留器、曝気装置、送風機、電動機、ポンプ、排気管、廃ガス導管（装置本体から煙突入口までの部分に限る。）、放出筒又は配管を含む。）

五 冷却凝縮装置（揮発性有機化合物を冷却して液状で回収するものに限るものとし、この装置に附属する密閉装置、圧縮機、貯留器、計測装置、自動調整装置、ミスト除去機、送風機、電動機、ポンプ、排気管、廃ガス導管（装置本体から煙突入口までの部分に限る。）、放出筒又は配管を含む。）

六 吸収分離装置（揮発性有機化合物を水、油又はアルコールで吸収して回収するものとし、この装置に附属する密閉装置、ミスト除去機、圧縮機、貯留器、計測装置、自動調整装置、送風機、電動機、ポンプ、排気管、廃ガス導管（装置本体から煙突入口までの部分に限る。）、放出筒又は配管を含む。）

(別紙 1)

公害防止用設備の特別償却制度について

公害防止用設備の特別償却制度については、平成 18 年 4 月 1 日より一部改正される予定ですが、現在、財務省と協議中であり、具体的内容については、追って官報に掲載される租税特別措置法令、財務省告示、経済産業省告示を御参照下さい。参考として、別紙 2 に添付している平成 12 年通商産業省告示第 87 号を御参照ください。